

京都市教育委員会教育長告示第3号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

平成22年5月14日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

臨時に休所する日	平成22年12月6日(月)、同月7日(火)、平成23年1月11日(火)、同月12日(水)、同年2月14日(月)、同月15日(火)、同月21日(月)、同月22日(火)、同月28日(月)、同年3月1日(火)
----------	---

(野外活動施設花背山の家事業課)